共通事項（堺市上下水道事業管理者発注分）　新旧対照表（抜粋）

令和８年10月版	令和８年11月版
３　入札参加資格審査申請に関する事項 入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。 ただし、申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。 （１）～（２）　（略） （３）入札参加者は、次のアからエまでに掲げる書類等（以下「事前審査書類等」という。）を電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイル（以下「ファイル」という。）で提出すること。なお、事前審査書類等について、本市が説明又は補正を求めた場合には、提示した期限までに、これに応じなければならない。 ア　一般競争入札参加資格審査に係る誓約書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの） イ　組合員名簿、協会員名簿等の写し（組合や協会等の各種団体が申請を行う場合に限る。なお、建設工事にあっては、本市は開札後に落札候補者に対し審査（以下「事後審査」という。）を行う際に、本書類を18（１）キの項目の審査等に使用することができるものとする。また、本市は落札決定等について異議申立てがあった場合等に、本書類を公開することができるものとする。） ウ　共同企業体による申請を行う場合にあっては、建設工事共同企業体協定書又は設計共同体協定書の写し（協定書は協定締結後のもので、かつ、構成員全者の記名、協定締結日等が記入されているものに限る。） エ　電子契約の利用を希望する場合にあっては、電子契約利用申請書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの） （４）～（８）　（略） 16　開札等 （１）・（２）　（略） （３）落札候補者の決定方法 ア～ウ　（略） エ　総合評価落札方式による業務 総合評価落札方式による業務にあっては、イ(ｱ)及び(ｲ)の規定中「最低の価格をもって入札を行った者」とあるのは「評価値（技術評価点と価格評価点を合計した数値）の最も高い者」と、「同価格」とあるのは「同評価値」と読み替えて適用する。	３　入札参加資格審査申請に関する事項 入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。 ただし、申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。 （１）～（２）　（略） （３）入札参加者は、次のアからウまでに掲げる書類等（以下「事前審査書類等」という。）を電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイル（以下「ファイル」という。）で提出すること。なお、事前審査書類等について、本市が説明又は補正を求めた場合には、提示した期限までに、これに応じなければならない。 ア　一般競争入札参加資格審査に係る誓約書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの） イ　組合員名簿、協会員名簿等の写し（組合や協会等の各種団体が申請を行う場合に限る。なお、建設工事にあっては、本市は開札後に落札候補者に対し審査（以下「事後審査」という。）を行う際に、本書類を18（１）キの項目の審査等に使用することができるものとする。また、本市は落札決定等について異議申立てがあった場合等に、本書類を公開することができるものとする。） ウ　共同企業体による申請を行う場合にあっては、建設工事共同企業体協定書又は設計共同体協定書の写し（協定書は協定締結後のもので、かつ、構成員全者の記名、協定締結日等が記入されているものに限る。） （削る） （４）～（８）　（略） 16　開札等 （１）・（２）　（略） （３）落札候補者の決定方法 ア～ウ　（略） エ　総合評価落札方式による業務 総合評価落札方式による業務にあっては、イ(ｱ)及び(ｲ)の規定中「最低の価格をもって入札を行った者」とあるのは「評価値（技術評価点と価格評価点を合計した数値）の最も高い者」と、「同価格」とあるのは「同評価値」と読み替えて適用する。この場合において、価格評価点（特別簡易型における配点は60点、簡易型における配点は30点）は次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める数式により算出する。 (ｱ) 調査基準価格以上の価格をもって入札を行った者 価格評価点＝価格評価点の配点×（1－入札金額（消費税等相当額を含まない額）／予定価格）

（４）～（６）　（略） 18　入札参加資格の事後審査 （１）～（９）　（略）	（イ）調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者 価格評価点＝価格評価点の配点×〔1－調査基準価格／｛予定価格－（調査基準価格－入札金額（消費税等相当額を含まない額））｝〕 （４）～（６）　（略） 18　入札参加資格の事後審査 （１）～（９）　（略） （10）電子契約の利用を希望する場合は、事後審査書類の提出締切日までに、事後審査書類と併せて電子契約利用申請書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの）を原則として電子調達システムにより提出すること。